

# コーポレート・ガバナンスに関する基本方針

平成 29 年 5 月 25 日



- 第1章 コーポレート・ガバナンスに関する基本方針制定の目的
- 第2章 コーポレート・ガバナンスについての考え方
  - 第1条 (基本的な考え方)
- 第3章 株主の権利および平等性の確保
  - 第2条 (株主総会)
  - 第3条 (株主の平等性の確保)
  - 第4条 (株式の政策保有および政策保有株式に係る議決権行使に関する方針)
  - 第5条 (関連当事者との取引に関する基本方針)
- 第4章 ステークホルダーの利益の考慮
  - 第6条 (行動規範)
  - 第7条 (ステークホルダーとの関係)
  - 第8条 (内部通報)
- 第5章 適切な情報開示と透明性の確保
  - 第9条 (情報開示方針)
- 第6章 取締役会等の役割
  - 第10条 (取締役会の役割)
  - 第11条 (監査等委員会の役割)
  - 第12条 (独立社外取締役の役割)
  - 第13条 (取締役会の構成)
  - 第14条 (取締役(監査等委員であるものを除く。)の資格および指名手続)
  - 第15条 (監査等委員会の構成)
  - 第16条 (監査等委員である取締役の資格および指名手続)
  - 第17条 (独立社外取締役の独立性の基準および資質)
  - 第18条 (取締役の研鑽および研修)
  - 第19条 (取締役会の議題の設定等)
  - 第20条 (社外取締役による社内情報へのアクセス)
  - 第21条 (取締役会の実効性の評価)
  - 第22条 (取締役等の報酬等)
- 第7章 株主等ステークホルダーとの対話
  - 第23条 (株主との対話)
  - 第24条 (ステークホルダーとの対話)
  - 第25条 (資本政策)
  - 第26条 (買収防衛策)
- 第8章 その他
  - 第27条 (基本方針の見直し)

# コーポレート・ガバナンスに関する基本方針

## 第1章 コーポレート・ガバナンスに関する基本方針制定の目的

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図る観点から、当社および当社グループ会社（以下、「当社グループ」という。）のコーポレート・ガバナンスの取り組みを体系化し、「コーポレート・ガバナンスに関する基本方針」（以下、「基本方針」という。）として制定し公表する。

## 第2章 コーポレート・ガバナンスについての考え方

（基本的な考え方）

### 第1条

当社グループは、コーポレート・ガバナンスを企業行動の最重要課題として位置づけ、取締役の選任、報酬の決定、経営の監視を含む経営全般について法令を遵守し、また、企業経営の効率性の向上、健全性の確保、透明性の向上に努める。

2. グループの内部統制機能の充実を目指し、内部統制システム、リスク管理体制およびコンプライアンス推進体制の見直しと強化を図っていく。

## 第3章 株主の権利および平等性の確保

（株主総会） （原則1-2②）

### 第2条

当社は、株主が株主総会議案の十分な検討期間を確保し、適切に議決権を行使できるよう、招集通知の早期発送に努めるとともに、当社ホームページにその内容を掲示する等、電子的手段による開示を行う。

（株主の平等性の確保） （原則1-1）

### 第3条

当社は、どの株主もその持分に応じて平等に扱い、株主間で情報格差が生じないよう適時適切に情報開示を行う。

（株式の政策保有および政策保有株式に係る議決権行使に関する方針） （原則1-4）

### 第4条

当社は、実効的なコーポレート・ガバナンスを実現し、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、「株式の政策保有に関する基本方針」を別に定める。

（関連当事者との取引に関する基本方針） （原則1-7）

### 第5条

当社グループは、主要な株主等関連当事者との取引については、原則として通常一般の取引条件で行う。また、取締役が行う利益相反取引および競業取引は、取締役会の承認を得なければならないこととするほか、取引の状況について取締役会に定期的に報告することとする。

#### 第4章 ステークホルダーの利益の考慮

(行動規範) (原則2-2)

##### 第6条

当社グループは、企業が社会の一員であることを認識し、取締役および従業員が高い倫理観に基づき、社会の良識に従って行動することを確保するための行動準則として、「グループ行動規範」を定める。

(ステークホルダーとの関係) (原則2-1)

##### 第7条

取締役会は、当社グループの中長期的な企業価値の向上のために、株主のみならず、従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会その他の様々なステークホルダーの利益を考慮する。

(内部通報) (原則2-5)

##### 第8条

当社グループは、法令違反行為等の早期発見および自浄プロセスを適切に機能させるため、内部通報制度を制定し、「インターライフグループ公益通報規程」に従ってこれを運用する。

2. この制度においては、経営陣から独立した社外弁護士を含む複数の窓口を置き、当社グループの全役職員等の利用を可能とする。

また通報者の秘匿や不利益取扱いの禁止等、通報により不利益を被る危険を懸念することなく利用できるような措置をとることにより、この制度の実効性を担保する。

#### 第5章 適切な情報開示と透明性の確保

(情報開示方針) (原則3-1)

##### 第9条

当社は、株主の平等性を確保しつつ、すべてのステークホルダーが当社への理解を深められるよう、法令等に基づく開示を適時適切に行うとともに、法令等に基づく開示以外の事項についても積極的に公表し、その内容については、情報の受け手の属性や関心事等に配慮し、分かりやすい表現に努める。

#### 第6章 取締役会等の役割

(取締役会の役割) (原則4-1、原則4-2、原則4-3)

## 第 10 条

取締役会は、株主からの委託を受け、効率的かつ実効的なコーポレート・ガバナンスを実現し、それを通じて当社が持続的に成長し、中長期的な企業価値の最大化を図ることについて責任を負う。

2. 取締役会は、前項の責任を果たすため、経営全般に対する監督機能を発揮して経営の公正性、透明性を確保するとともに、代表取締役その他の経営陣の指名、評価およびその報酬の決定、ならびに重要な業務執行の決定を通じて、当社のために最善の意思決定を行う。

(監査等委員会の役割) (原則 4 - 4)

## 第 11 条

当社は、社外取締役を含めた監査等委員による監査体制が経営監視機能として有効であると判断し、監査等委員会設置会社の形態を採用する。

2. 監査等委員は、株主に対する受託者責任を踏まえて、「監査等委員会監査等基準」を制定し、取締役会その他重要会議に出席するとともに、監査等委員会を開催し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務執行、当社グループ全体の業務執行の監査、会計監査を実施し、経営監査の機能を担う。
3. 監査等委員会は、2ヵ月に一度の定例会および必要に応じて臨時会を開催する。
4. 監査等委員は、その期待される能力を発揮して、当社のために十分な時間を費やし、監査等委員としての職務を遂行する。
5. 監査等委員会は、外部会計監査人の選解任や監査報酬に係る権限の行使を行う場合は、外部会計監査人を適切に評価する基準を策定し評価を行う。

また、外部会計監査人との意見交換や監査実施状況を通じて、独立性および専門性の有無について確認する。

(独立社外取締役の役割) (原則 4 - 7)

## 第 12 条

独立社外取締役は、取締役会が決定した経営戦略や経営計画等に照らして、経営の成果および経営陣のパフォーマンスを随時検証および評価し、全ての株主共同の利益の観点から、現在の経営陣に当社の経営を委ねることの適否について、適宜監督に努める。

(取締役会の構成) (原則 4 - 11)

## 第 13 条

取締役会は、取締役会全体としての多様な知見、専門性を備えたバランスの取れた構成を図るとともに、定款の定める範囲内で、取締役会の機能が効果的、効率的に発揮できる適切な員数を維持する。

(取締役（監査等委員であるものを除く）の資格および指名手続) (原則 3 - 1 iv)

## 第 14 条

取締役（監査等委員であるものを除く。）は、優れた人格、見識、能力および豊富な経験とともに、高い倫理観を有している者でなければならない。取締役（監査等委員であるものを除く。）は、管掌部門の問題を適確に把握し他の役職員と協力して問題を解決する能力があり法令遵守に徹する見識を有する者でなければならない。

2. 取締役（監査等委員であるものを除く。）候補者は、本条の定めに従い選定し、取締役会にて決定する。

（監査等委員会の構成） （原則 4-11）

#### 第 15 条

監査等委員会は、監査等委員会全体としての多様性を考慮し、定款に定める適切な員数の監査等委員である取締役で構成し、監査等委員の過半数は社外取締役とする。

（監査等委員である取締役の資格および指名手続） （原則 3-1 iv）

#### 第 16 条

監査等委員である取締役は、優れた人格、見識、能力および豊富な経験とともに、高い倫理観を有している者でなければならない。監査等委員である取締役のうち最低 1 名は、財務、会計に関する適切な知見を有している者でなければならない。

2. 補欠監査等委員である取締役を含む新任監査等委員である取締役の候補者は、本条の定めに従い選定し、監査役等委員会の同意を得た上で、取締役会にて決定する。

（独立社外取締役の独立性の基準および資質） （原則 4-9）

#### 第 17 条

当社の独立社外取締役候補の選定に当たっては、東京証券取引所が定める独立性基準に合致していることとする。

（取締役の研鑽および研修） （原則 4-14）

#### 第 18 条

当社は、各取締役のおかれる状況に応じて、取締役に求められる役割と責務を当社において遂行するために必要な情報提供および研修、知識習得機会の提供を適宜行い、取締役の職務執行をサポートする。

当社グループの取締役等を対象に、その役割と責務に必要な研修を年 1 回実施する。

（取締役会の議題の設定等） （補充原則 4-12）

#### 第 19 条

取締役会議長は、経営戦略等、主要な事項に関する審議日程が、十分に確保されるように設定する。

2. 各回の取締役会に先立ち、取締役会議長は、取締役会の運営を管掌する役員と協議して、当該取締役会の議案を定める。

3. 取締役会の議案に関する資料は、各回の取締役会において充実した議論がされるよう、原則として、取締役会の会日に十分に先立って、社外取締役を含む各取締役に配布し、必要に応じて事前の説明を行う。

(社外取締役による社内情報へのアクセス) (補充原則 4-13①、補充原則 4-13③)

#### 第 20 条

社外取締役は、必要があるときまたは適切と考えるときにはいつでも、社内取締役および従業員に対して説明若しくは報告を求め、または社内資料の提出を求めることができる。

2. 当社は、社外取締役がその職務を適切に遂行することができるよう、経営企画部が資料の準備や情報の整理をサポートする。
3. 当社は、監査等委員会がその職務を適切に遂行することができるよう、適切な人員および予算を監査等委員会に付与する。

(取締役会の実効性の評価) (補充原則 4-11③)

#### 第 21 条

取締役は、取締役会の実効性について自己評価を毎年実施する。各取締役の自己評価は、取締役会に提出され、取締役会運営の改善に活用する。

(取締役等の報酬等) (補充原則 4-2①)

#### 第 22 条

当社の役員報酬については、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、役位、常勤、非常勤、職務の内容、社会的水準、従業員給与との均衡および会社の業績等、個々の役員の職務執行の実績等を考慮し決定する。

2. 役員株式報酬制度として、株式給付信託を導入しており、一部を自社株で付与する。

### 第 7 章 株主等ステークホルダーとの対話

(株主との対話) (原則 5-1)

#### 第 23 条

株主との対話全般については代表取締役が統括し、経営企画部内に I R 担当部門を設け、そこが窓口となり、対話の申し込みに対しては適切に対応する。

2. 株主との対話促進については、I R 担当部門を始めとした関連部門と適宜連携を図る。
3. 機関投資家向け決算説明会を定期的実施し、また当社ウェブサイトでの情報提供の充実に取り組む。
4. 株主等との対話を通じて得られた意見や懸念事項については、経営陣に対して適時にフィードバックを行い、必要に応じて取締役会において共有する。
5. 重要な内部情報については、細心の注意を払うとともに適時開示を徹底する。

(ステークホルダーとの対話) (原則 5 - 1)

第 24 条

当社は、企業の社会的責任（CSR）の遂行を経営の重要課題と考え、社会に生き続ける「企業市民」として、健全な経営を実現するための業務執行の指針としてCSR憲章を掲げ、すべての法令・社会規範を遵守し、ステークホルダーとの良好な関係構築に努める。

(資本政策) (原則 1 - 3)

第 25 条

当社は、株主価値を中長期的に高めるために、持続的な成長が必要と考え、成長投資とリスクが許容できる株主資本の水準を維持することを基本とする。

2. 経営環境の変化に備え、健全な財務体質を保持するのに必要な自己資本比率の維持向上に努める。
3. 配当性向基準を公表し、安定的な株主還元を図る。

(買収防衛策) (原則 1 - 5)

第 26 条

当社は、企業価値の向上が最善の防衛策と考えており、現在のところ、買収防衛策を導入しない。

第 8 章 その他

(基本方針の見直し)

第 27 条

本方針の改廃は、取締役会決議によって行う。